

議案第13号

新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市乳幼児医療費助成条例（昭和48年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市子ども医療費助成条例

第1条中「乳幼児保健」を「子どもの保健」に、「乳幼児医療費」を「子ども医療費」に改める。

第2条第1項中「乳幼児」を「子ども」に、「6歳」を「15歳」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「入院時食事療養費、入院時生活療養費」を「入院時食事療養費」に、「及び特別療養費」を「、特別療養費及び高額介護合算療養費」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 この条例において「乳幼児」とは、子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 この条例において「児童」とは、子どものうち乳幼児以外の者をいう。

第3条中「に定める」を「で定める」に、「乳幼児」を「子ども」に改める。

第4条中「乳幼児」を「子ども」に、「保険給付」を「保険給付（児童にあつては、入院に係る保険給付に限る。次条第1項において同じ。）」に改める。

第5条第1項中「乳幼児の」を「子どもに係る」に改め、同条第2項中「第2条第1項に規定する者」を「子ども」に、「保険給付」を「保険給付及び児童の入院に係る保険給付」に改める。

第6条第1項中「医療費」を「乳幼児に係る医療費」に、「第4条で定める」を「第4条の」に改め、同条第2項中「第4条で定める」を「第4条の」に、「により、」を「により、乳幼児に係る」に改め、同条に次の1項を加える。

3 児童に係る医療費の助成は、第4条の一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことによつて行ふ。

第7条中「に定める」を「に規定する」に改める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の新居浜市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療等に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の助成対象を拡大し、子どもの保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、本案を提出する。